

中小企業診断等事業実施要領

経済労働局産業振興部

(目的)

- 1 中小企業者等の経営の改善、高度化及び合理化に向けての自主的な経営努力を支援することにより、市内産業の振興を図ることを目的とする。

(種類)

- 2 診断等の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究会
 - (2) 講習会
 - (3) ワンデイ・コンサルティング
 - (4) 振興資金・転業融資診断
 - (5) 産業立地促進資金融資診断
 - (6) 創業支援診断
 - (7) 創業支援相談
 - (8) 創業支援資金融資診断
 - (9) 福祉関連産業育成資金融資診断

(定義)

- 3 本要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 本要領において「中小企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。
 - (2) 「研究会」とは、商店街・工業団体等に対し、事業活動及び経営上の諸問題に対する方策について、意見交換、情報提供及び助言等を行うものをいう。
 - (3) 「講習会」とは、団体等の資質の向上や直面する諸問題の解決に資する講習、講演を行うものをいう。
 - (4) 「ワンデイ・コンサルティング」とは、中小企業者等に対し、経営状況を調査分析し、経営上の問題点を指摘するとともに、その改善策について助言・支援するもの及び中小企業者等の緊急かつ即効性を要求される経営上の諸問題に対し、解決に向けた即時的・具体的な改善への助言を行うものをいう。
 - (5) 「振興資金・転業融資診断」とは、振興資金のうち転業に必要な資金の融資に関する診断をいう。
 - (6) 「産業立地促進資金融資診断」とは、産業立地促進資金の融資に関する診断をいう。
 - (7) 「創業支援診断」とは、創業の計画を有している市民に対し、その事業計画等の作成のための助言・支援を行うものをいう。

- (8) 「創業支援相談」とは、創業の計画を有している市民に対し、その事業計画等の作成のための助言を行うものをいう。
- (9) 「創業支援資金融資診断」とは、創業支援資金の融資に関する診断をいう。
- (10) 「福祉関連産業育成資金融資診断」とは、福祉関連産業育成資金の融資に関する診断をいう。

(対象)

- 4 経営の改善・高度化に自主的に取り組む中小企業者、川崎市中小企業融資制度の申込みを行った中小企業者等で必要と認める者及び商店街・工業団体等の中小企業団体に支援を受けたい旨を申し出たものを対象とする。

(実施方法)

- 5 実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 支援の範囲

- 経営に関する諸問題について診断・助言する。

- (2) 実施手順

- 各種診断等は基本的に次の手順に基づいて実施する。

- ① 中小企業者等からの申込み
 - ② 事前ヒアリング
 - ③ 経営課題の把握及び提案・助言
 - ④ 報告書の作成

- (3) 実施体制

- 中小企業診断等事業は、経済労働局産業振興部が所管し、実施する。ただし、「ワンデイ・コンサルティング」については、委託により実施するものとする。

(民間診断員の活用)

- 6 診断等の実施に際しては、中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、技術士、建築士、情報処理技術者、デザイナー、インテリアコーディネーター、その他専門コンサルタント等の外部専門家を民間診断員として活用するものとする。

(民間診断員の謝金)

- 7 民間診断員への謝金の支払いは、民間診断員雇用報告書に基づき、別途に定める「謝礼に関する内部基準」によるものとする。

(報告書)

- 8 各種診断等の実施後、その内容について報告書を作成する。

(報告書の交付)

- 9 以下の各診断等は、報告書の写しを対象企業者等に交付する。

その他の診断等においては所管課長が必要と認める場合、交付することができる。

- (1) ワンデイ・コンサルティング(ただし、中小企業者の緊急かつ即効性を要求される経営上の諸問題に対し、解決に向けた即時的・具体的な改善への助言を行うものを除く。)
- (2) 創業支援診断

(記録の整備)

- 10 各種診断等の実施に関する報告書等の記録は、実施後5年間保管する。

(守秘義務)

- 11 診断等に従事した職員及び民間診断員は、各種診断等の実施に際して知り得た対象企業者等の情報を、対象企業者等の許可無く、他に漏らしてはならない。

経 過	平成12年4月12日経済局長決裁
	平成13年4月25日改正(13川経融第31号)
	平成15年4月15日改正(15川経産第15号)
	平成16年4月1日改正(16川経産第60号)
	平成17年4月1日改正(17川経工第39号)
	平成20年4月1日改正(19川経工第430号)
	平成20年10月1日改正(20川経工第273号)
	平成21年9月1日改正(21川経工第229号)
	平成26年4月1日改正(25川経工第522号)
	平成28年4月1日改正(28川経工第86号)
	平成29年4月1日改正(28川経工第1162号)